



国民の森林・国有林

立木 第1回
資格付一般競争

入札の御案内

令和3年5月28日 施行
10時00分入札開始

※代理人の入札への参加

①委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日に出席せず、代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

②入札書

「入札書」（別紙2）に入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署

☎ 0246 代表 (66) 1234

FAX (66) 1255

公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和3年5月28日(金)

入札開始 10時00分(受付開始 9時45分 受付締切 10時00分)

※1号物件から順次、締め切り、開札を実施します。

2 入札及び開札の場所

磐城森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1)送付場所 〒979-0201

福島県いわき市四倉町字東2丁目170-1 磐城森林管理署

(2)到着期限 令和3年5月27日(木) 17時15分必着。

※郵便入札の到着期限を入札前日の営業日としているのでご注意ください。

(3)その他留意事項

物件番号ごとに内封筒(物件番号記載)に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書きし、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は、入札日当日として下さい。

詳細は「郵便入札をされる方へのお願い」(別紙3)のとおりです。

4 入札物件

(1)次の事項については、「売払物件一覧表」のとおりです。

ア 売払番号

イ 管轄事務所

ウ 伐採種(皆伐・間伐)

エ 物件所在地

オ 樹種・林齢・面積・数量

カ 保安林内外

(2)その他搬出期間等の詳細については、「販売物件明細書」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後は誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額 10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約金額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印(委任状と同じ印)が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙4)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和3年6月4日(金)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利0.69%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があったときに引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を磐城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を磐城森林管理署長に提出して下さい。

14 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書:磐城森林管理署又は磐城森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書(案):磐城森林管理署で閲覧して下さい。

磐城森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式(別紙1:委任状、別紙2:入札書)

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、磐城森林管理署 業務グループ(経営担当)までお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙4)に同意したものとします。

- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明してください。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」(平成 26 年 12 月 17 日付け福島県農林水産部森林整備課)に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し 0.50 μ Sv/h 以下であること、また、0.50 μ Sv/h 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が 6,400Bq/kg 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙5に示すとおりです。
- (5) 立木代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。
なお、分収林契約が締結されている物件については、収益分収となるため、官収分については国の発行する納入告知書により納付し、民収分については分収林契約相手方の提示する振込先を買受人が振り込むものとします。
また、民収分納入に係る銀行等の振込み手数料については、買受人が負担することとします。民収分代金の延納は認めません。
- (6) 事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」を提出願います。

16 搬出等に関する注意事項

別添「特約事項」のとおりです。

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

磐城森林管理署 業務グループ(経営担当)

電話番号 0246-66-1234 FAX 番号 0246-66-1255

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特約事項

- ・ 買い受けた物件の対象木は、全て伐倒・搬出してください。特別な事情により立木を残す場合には森林官等と協議してください。
- ・ 森林作業道について地形、地質、土質等の条件を考慮しない路線設計や不適切な排水処理、縦断勾配、切土高等、作設指針に基づかない作設したことに起因し、一部地域の皆伐後の造林地等において台風や大雨により森林作業道の表土等が林地や林道等へ流出する事例が発生していることから、「**特記仕様書**」に基づき**森林作業道を作設すること**。
- ・ 法令制限林（保安林等）内での伐採・搬出等については、県知事等に届出・申請の手続きが必要となる場合があります。必要な手続き等は、当該許認可権限を持つ機関の指示の下、買受人において確実に行ってください。
また、届出内容等については、森林官等と十分な打ち合わせをお願いします。
- ・ 伐採搬出作業に当たり、国有林以外の民有地を利用する場合には、買受人において当該地権者から使用承諾を得てください。
- ・ 公道利用における申請については、買受人において所定の手続きを行ってください。
また、生活用道路の通行に当たっては、当該道路を使用する近隣住民の方の通行に支障が無いよう措置してください。
- ・ 物件の搬出について、搬出・運搬に使用する車輛が運搬区間を走行できるか現地において十分確認の上、入札してください。
また、林道等を通行した場合には事業終了後に路面整正の要否を森林官等へ確認の上、森林官等の指示に従ってください。
- ・ 各物件には作業道の作設等に係る搬出支障木は含まれません。作業道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木の調査及び事務手続きに時間を要することから、予め余裕をもって当該森林事務所に連絡してください。
- ・ 間伐売払い区域内の作業道の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないよう検討していただくとともに、搬出支障木の調査・売払いは、1回を原則といたします。
- ・ 伐採搬出作業に当たっては「境界標」や「保存木」等を損傷させないよう十分配慮してください。万一、損傷等を与えた場合には、買受人の責任に於いて復元等していただきます。
- ・ 伐採搬出作業時に発生する末木枝条・伐根等が沢に入らないよう注意してください。
また搬出終了時には、沢に入った末木枝条等の片付けを行い、森林官の確認の上、森林官等の指示に従ってください。（手直しも想定されることから林業機械収去前とする）
- ・ その他の詳細については、現地案内の際に説明することとし、現地案内に参加されなかった場合でも当該説明事項については承知されたものとみなします。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

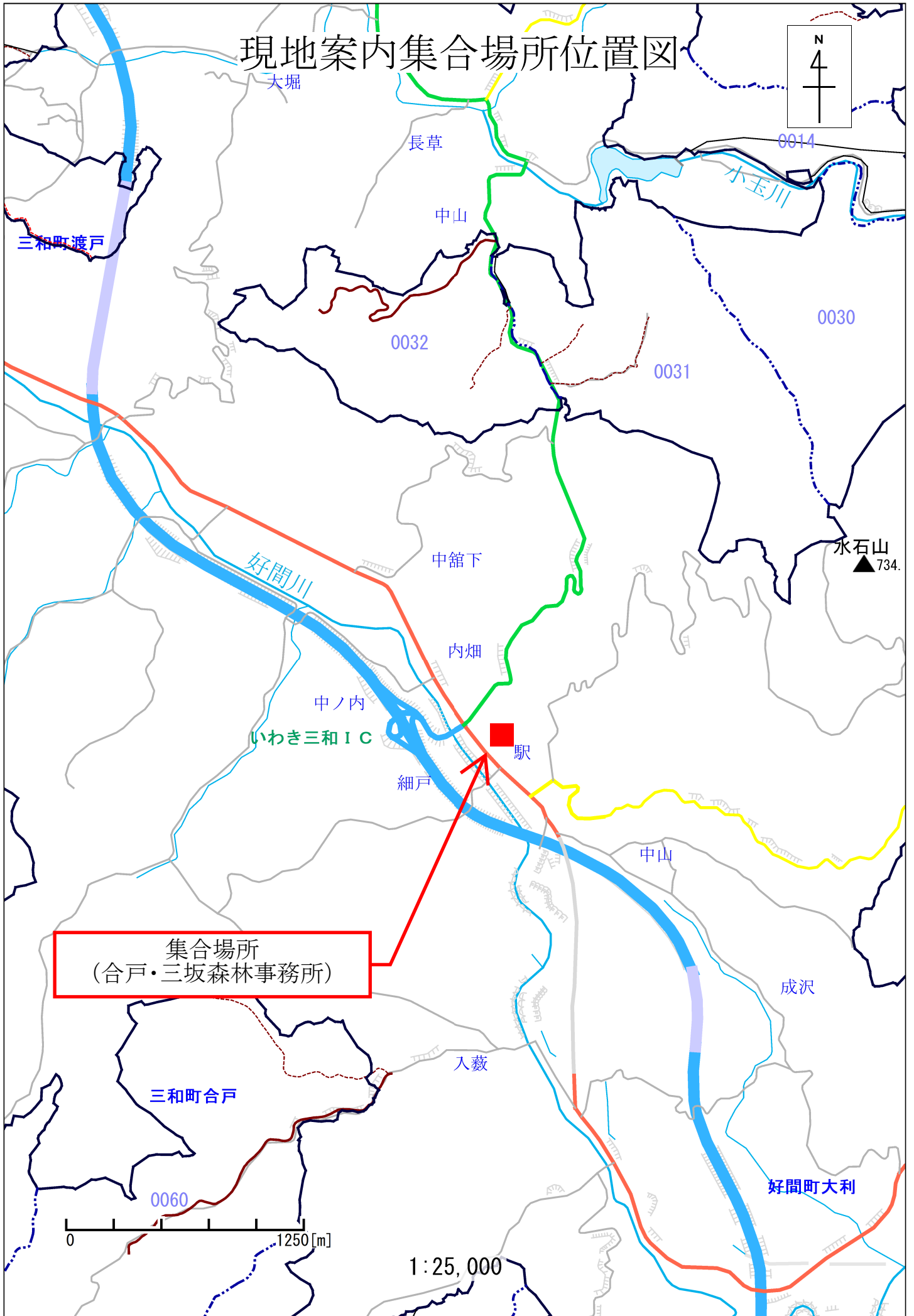
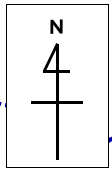
根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

立木販売現地案内

入札番号	林小班	案内日時及び集合場所	案内者	電話番号
1	27は1 27は2 27は3 27は4	5月11日 9:30 合戸・三坂森林事務所 (いわき市三和町合戸字内畑73)	三坂森林官	0246(97)5800
2	27は5 27に 27へ			
3	27ほ2			
4	42ち1			
5	55ら			
6	32ね		合戸森林官	0246(87)2010

現地案内集合場所位置図



大堀

長草

中山

0014

小玉川

三和町渡戸

0032

0031

0030

好間川

中館下

水石山
▲734

内畑

中ノ内

いわき三和 I C

駅

細戸

中山

集合場所
(合戸・三坂森林事務所)

成沢

三和町合戸

入藪

0060

好間町大利

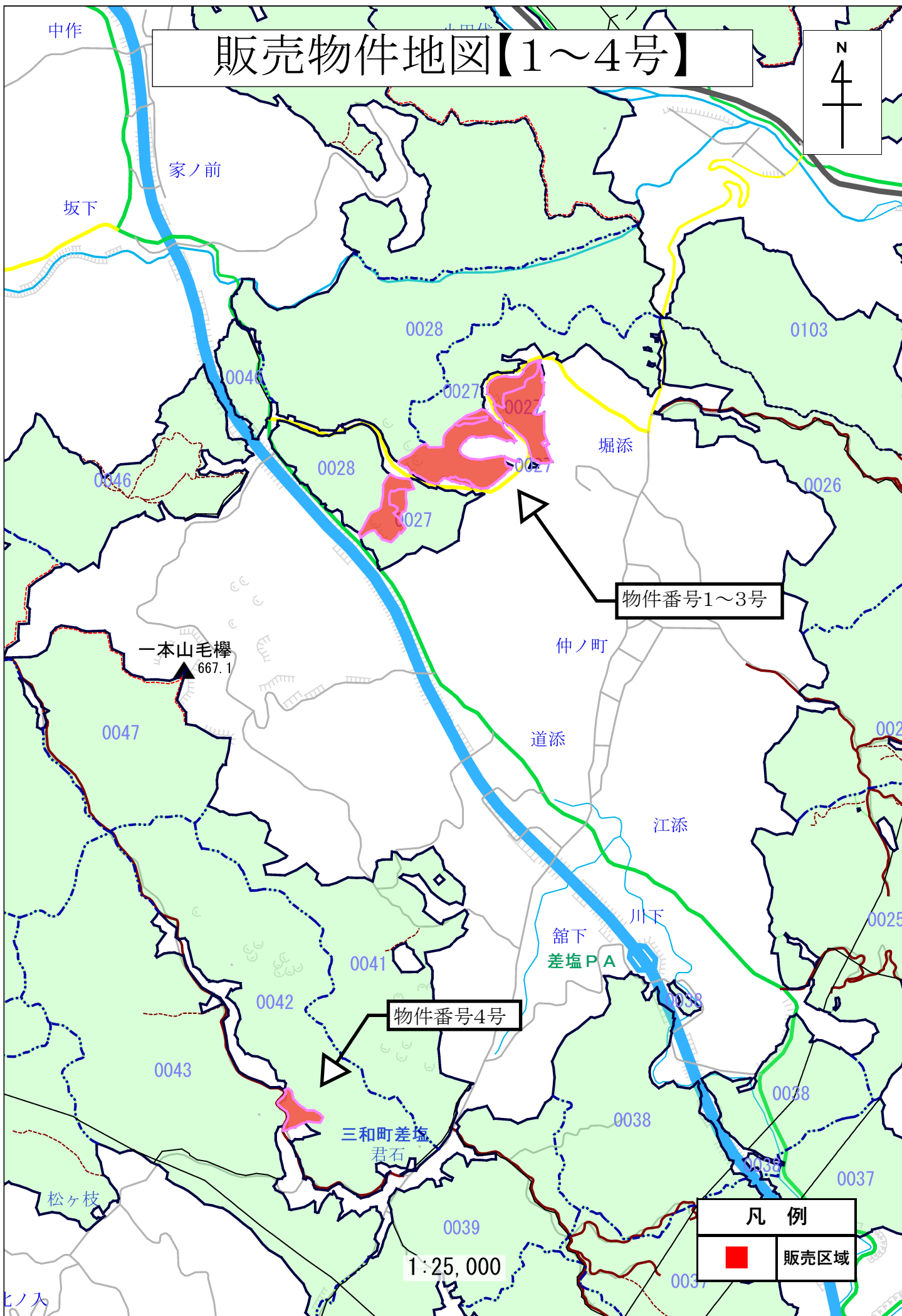
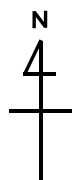
0 1250 [m]

1:25,000

売 払 物 件 一 覧 表

売払 番号	管轄 事務所	伐採種	物件所在地			樹 種	林 齢	面積	数 量		保安林 内 外	備 考
			市町村	国有林名	林小班				本 数	材 積		
1	三坂	立木 (皆伐)	いわき市 三和町	差塩	27は1	スギ外	54	3.74	2,765	1,582.49	外	分収造林
					27は2	スギ外	56	11.66	8,070	4,790.46	外	分収造林
					27は3	スギ外	56	1.94	1,355	758.85	外	分収造林
					27は4	スギ外	56	6.90	4,767	2,812.20	外	分収造林
					1号物件計					24.24	16,957	9,944.00
2	三坂	立木 (皆伐)	いわき市 三和町	差塩	27は5	スギ外	47	0.88	837	668.21	外	
					27に	スギ外	52	0.39	350	343.39	外	
					27へ	スギ外	57	0.43	375	287.82	外	
					2号物件計					1.70	1,562	1,299.42
3	三坂	立木 (間伐)	いわき市 三和町	差塩	27ほ2	スギ	45	0.85	187	119.40	内	
4	三坂	立木 (皆伐)	いわき市 三和町	差塩	42ち1	スギ外	45	2.07	4,623	672.20	外	分収造林
5	三坂	立木 (間伐)	いわき市 三和町	水田	55ら	ヒノキ	35	0.35	176	37.86	外	分収造林
6	合戸	立木 (間伐)	いわき市 三和町	中山	32ね	ヒノキ	38	1.54	903	227.99	外	分収造林
合計									24,408	12,300.87		

販売物件地図【1～4号】



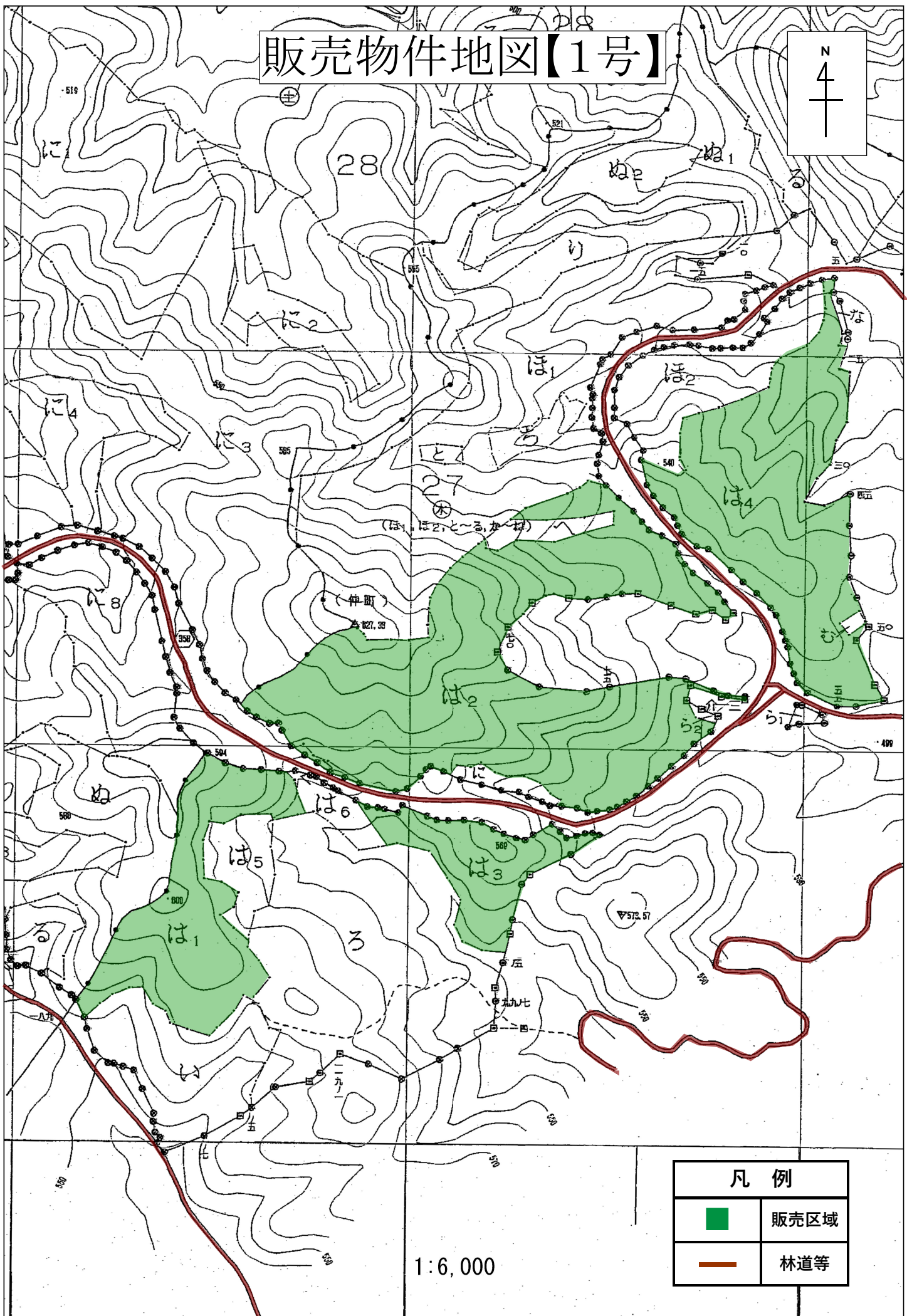
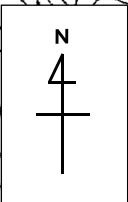
物件番号1～3号

物件番号4号

凡 例	
	販売区域

1:25,000

販売物件地図【1号】



凡 例	
	販売区域
	林道等

1:6,000

販売物件明細書

1-1

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市三和町差塩字差塩国有林27は1林小班				3.74	皆伐	三坂
樹種	種類	区分	本数	材積	※分収造林契約箇所 普通林 ※搬出期間 契約日より 36ヶ月 ※林齢 54年 ※主要樹種径級別内訳		
スギ	生立木	一般用材	1,270	1,032.40			
アカマツ	〃	〃	156	70.63			
一般用材N計			1,426	1,103.03			
クリ	生立木	一般用材	1	0.65			
サクラ	〃	〃	2	1.68			
一般用材L計			3	2.33			
スギ	生立木	パルプ用材	629	298.08			
ヒノキ	〃	〃	3	0.57			
アカマツ	〃	〃	119	41.23			
他L	〃	〃	585	137.25			
パルプ用材計			1,336	477.13			
合計			2,765	1,582.49			

径級	樹高	スギ	径級	樹高	アカマツ
12	11	2	16	13	4
14	13	6	18	14	6
16	14	21	20	15	10
18	17	26	22	15	16
20	18	48	24	15	21
22	19	79	26	15	25
24	20	128	28	16	12
26	21	143	30	16	17
28	22	118	32	16	18
30	22	107	34	17	11
32	22	122	36	17	9
34	23	115	38	17	4
36	23	110	40	18	2
38	24	64	42	18	1
40	24	56	計		156
42	24	53	径級	樹高	クリ
44	24	22	34	16	1
46	24	17	計		1
48	24	16	径級	樹高	サクラ
50	25	4	38	16	1
52	25	6	42	17	1
54	24	2	計		2
54	25	2			
56	24	1			
56	25	1			
56	26	1			
計		1,270			

販売物件明細書

1-2

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市三和町差塩字差塩国有林27は2林小班				11.66	皆伐	三坂
樹種	種類	区分	本数	材積	※分収造林契約箇所 普通林 ※搬出期間 契約日より 36ヶ月 ※林齢 56年 ※主要樹種径級別内訳		
スギ	生立木	一般用材	3,777	3,127.71			
アカマツ	〃	〃	802	444.83			
一般用材N計			4,579	3,572.54			
ク	生立木	一般用材	15	10.54			
サクラ	〃	〃	4	3.32			
一般用材L計			19	13.86			
スギ	生立木	パルプ用材	1,118	504.70			
ヒノキ	〃	〃	3	0.77			
アカマツ	〃	〃	665	278.43			
モミ	〃	〃	8	1.65			
他L	〃	〃	1,678	418.51			
パルプ用材計			3,472	1,204.06			
合計			8,070	4,790.46			

径級	樹高	スギ	径級	樹高	アカマツ
12	13	6	16	15	13
14	14	24	18	16	30
16	15	44	20	16	46
18	16	93	22	16	51
20	17	189	24	17	103
22	19	233	26	17	113
24	20	406	28	17	80
26	21	412	30	18	82
28	21	345	32	18	76
30	22	315	34	18	84
32	23	339	36	18	43
34	23	304	38	18	38
36	23	251	40	18	15
38	23	203	42	18	13
40	24	162	44	18	2
42	24	126	44	19	1
44	25	89	44	20	1
46	25	90	44	21	1
48	25	64	46	19	2
50	25	24	46	20	1
52	26	15	46	21	1
54	26	24	46	22	1
56	26	10	48	20	1
58	26	1	52	16	1
58	27	2	54	21	1
60	26	1	54	22	2
60	27	1	計		802
60	28	1	径級	樹高	ク
62	26	1	26	16	1
62	27	1	30	16	2
68	27	1	34	17	4
計		3,777	36	17	7
			40	18	1
			計		15
			径級	樹高	サ
			32	16	1
			36	17	1
			40	18	2
			計		4

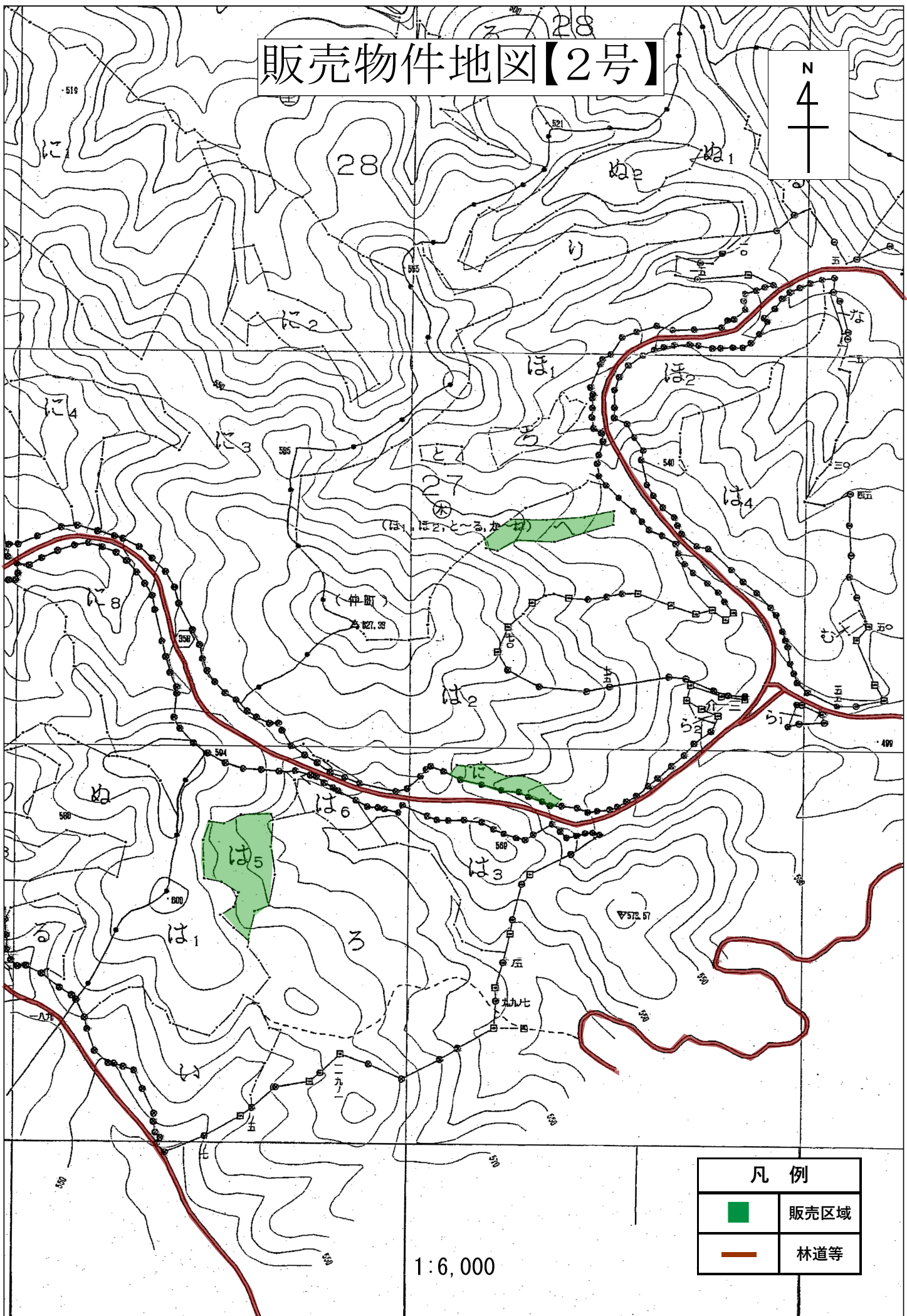
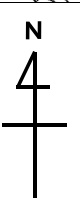
販売物件明細書



1-4

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市三和町差塩字差塩国有林27は4林小班				6.90	皆伐	三坂
樹種	種類	区分	本数	材積	※分収造林契約箇所 普通林 ※搬出期間 契約日より 36ヶ月 ※林齢 56年 ※主要樹種径級別内訳		
スギ	生立木	一般用材	1,792	1,568.18			
ヒノキ	〃	〃	26	11.73			
アカマツ	〃	〃	1,304	716.62			
一般用材N計			3,122	2,296.53			
ク	リ 生立木	一般用材	2	1.28			
サ	クラ 〃	〃	1	1.38			
一般用材L計			3	2.66			
スギ	生立木	パルプ用材	439	197.10			
ヒノキ	〃	〃	5	1.71			
アカマツ	〃	〃	489	186.71			
他	L 〃	〃	709	127.49			
パルプ用材計			1,642	513.01			
合計			4,767	2,812.20			
1号物件計			16,957	9,944.00			

径級	樹高	スギ	径級	樹高	ヒノキ
12	11	2	16	12	1
14	13	10	20	14	1
16	15	17	22	15	1
18	17	33	22	16	1
20	17	95	24	16	1
22	19	115	24	17	2
24	19	149	26	16	2
26	21	177	26	17	2
28	21	144	26	18	1
30	21	120	28	16	2
32	21	139	28	17	3
34	22	159	28	18	2
36	22	131	30	17	4
38	23	123	30	18	1
40	23	82	32	17	1
42	23	84	32	18	1
44	23	64	計		26
径級	樹高	アカマツ	径級	樹高	アカマツ
46	24	47	16	15	15
48	25	29	18	16	30
50	25	14	20	16	67
52	25	19	22	17	109
54	25	15	24	17	184
56	25	8	26	18	169
58	26	9	28	18	164
60	26	1	30	18	172
60	27	2	32	18	121
62	26	1	34	19	100
62	27	1	36	19	79
66	26	1	38	19	49
68	26	1	40	19	20
計		1,792	42	19	13
径級	樹高	クリ	径級	樹高	クリ
30	16	1	44	19	2
36	17	1	44	20	3
計		2	44	21	1
径級	樹高	サクラ	径級	樹高	サクラ
44	21	1	46	19	1
計		1	46	20	2
			48	22	1
			計		1,304

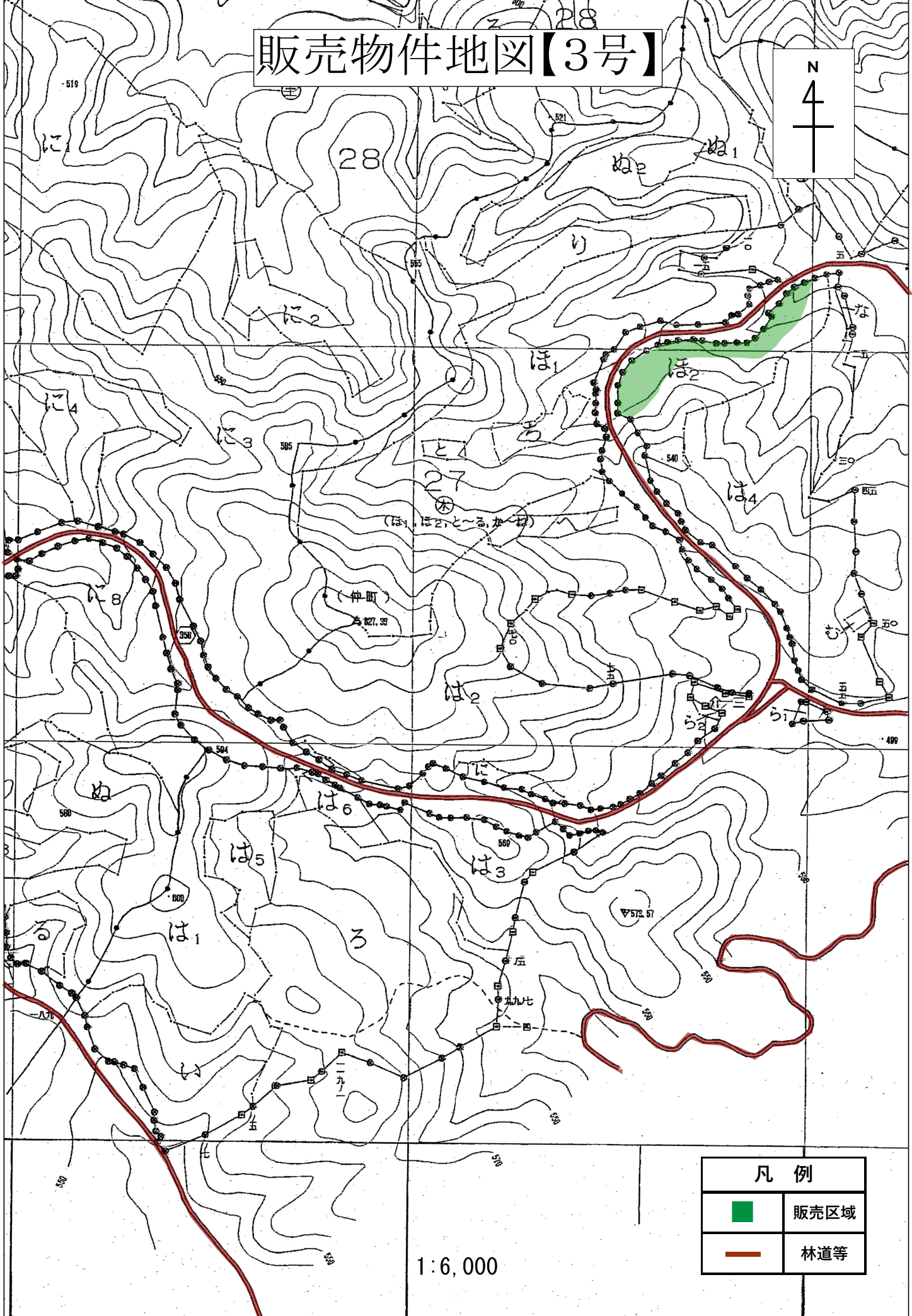
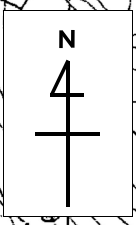
販売物件地図【2号】





凡 例	
	販売区域
	林道等

1:6,000

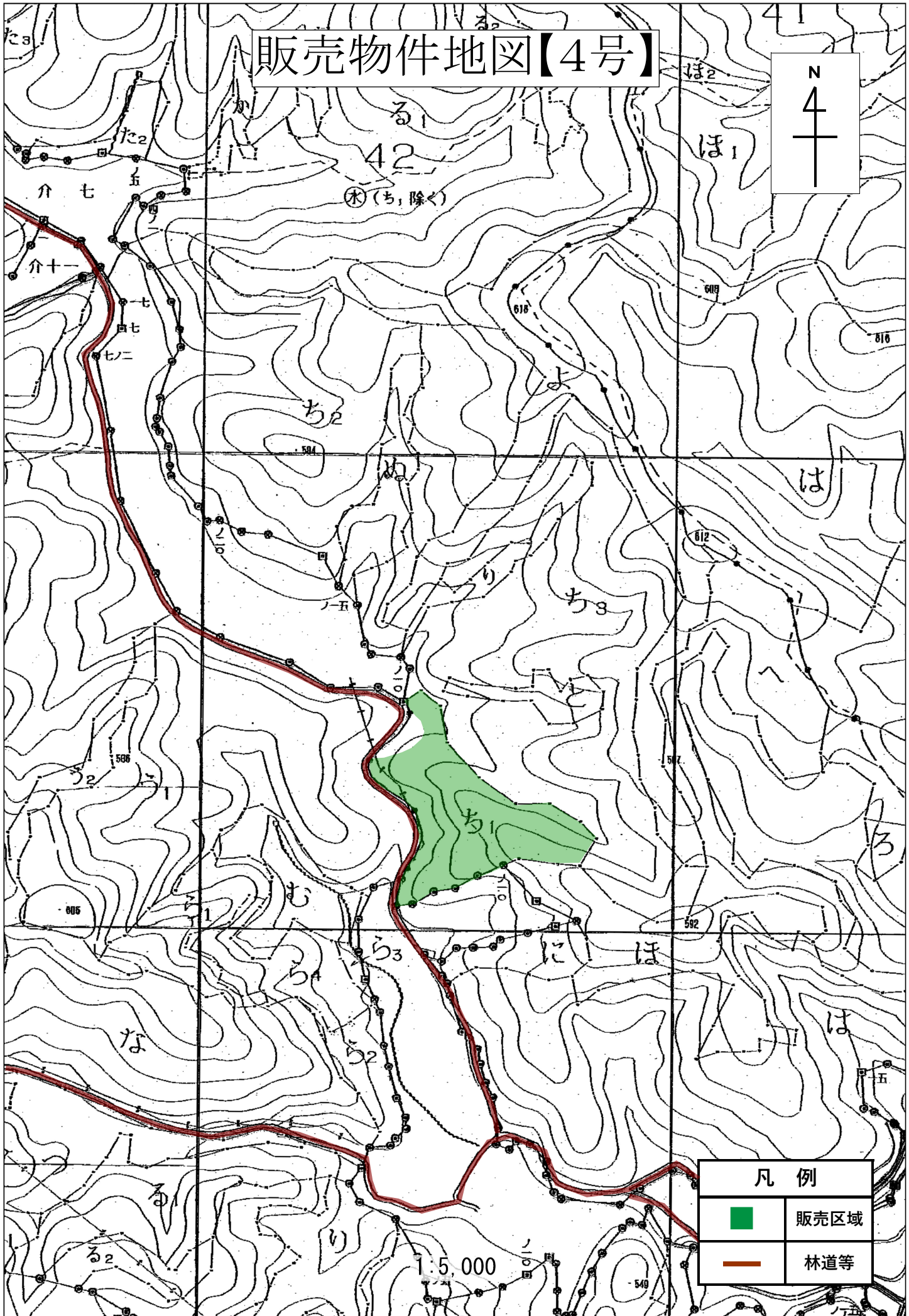
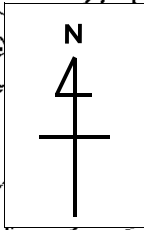
販売物件地図【3号】



1:6,000

凡 例	
	販売区域
	林道等

販売物件地図【4号】



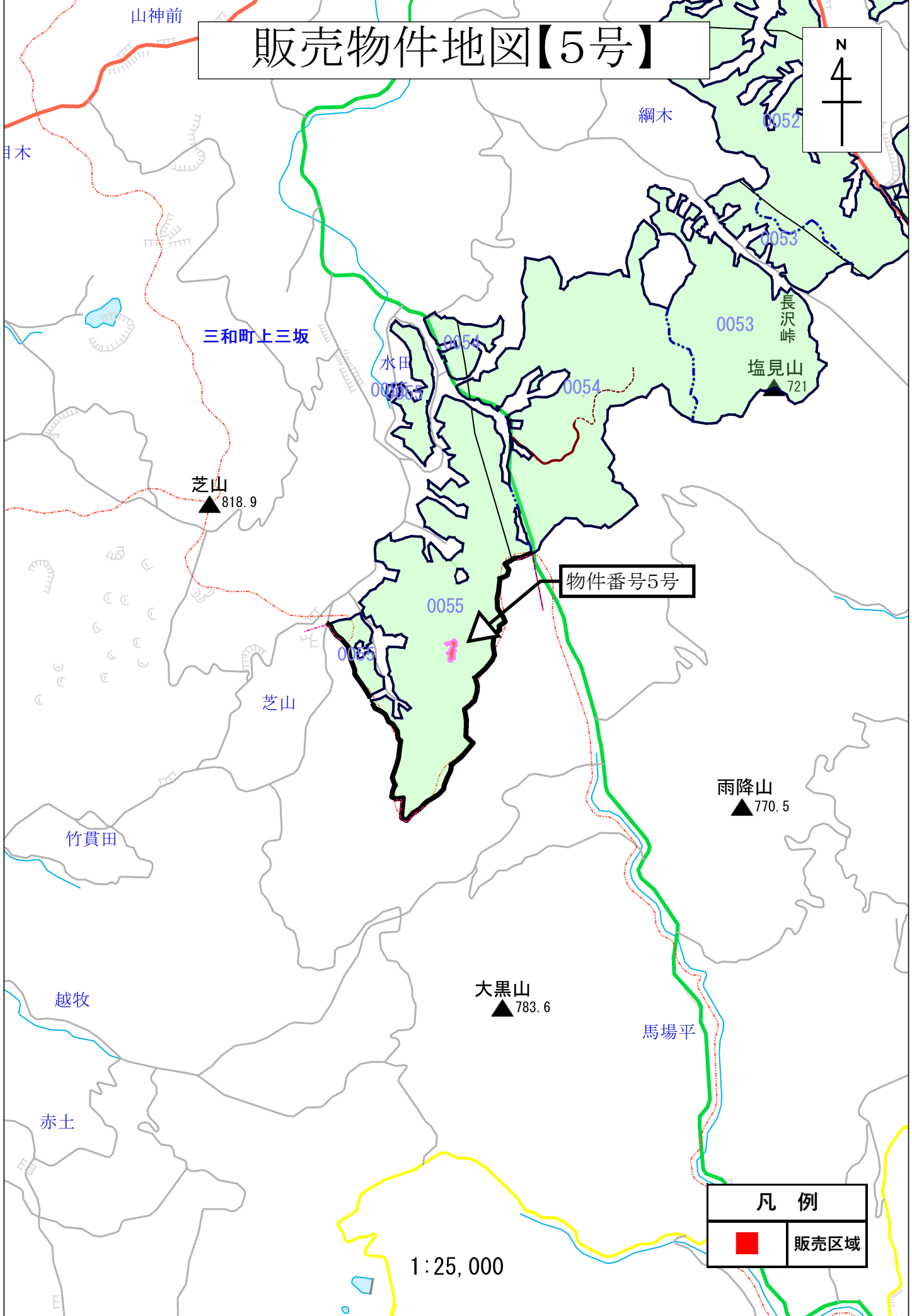
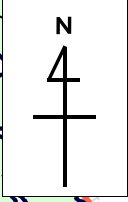
凡例	
	販売区域
	林道等

販売物件明細書

入札番号	物件所在地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	いわき市三和町差塩字差塩国有林42ち1林小班				2.07	皆伐	三坂
樹種	種類	区分	本数	材積	※分収造林契約箇所 普通林 ※搬出期間 契約日より 36ヶ月 ※林齢 45年 ※主要樹種径級別内訳		
スギ	生立木	一般用材	837	272.14			
アカマツ	〃	〃	124	57.59			
一般用材N計			961	329.73			
ク	生立木	一般用材	1	0.52			
コナラ	〃	〃	2	1.49			
サクラ	〃	〃	2	1.17			
ミズキ	〃	〃	1	0.48			
一般用材L計			6	3.66			
スギ	生立木	パルプ用材	358	44.52			
アカマツ	〃	〃	893	214.03			
他L	〃	〃	2,405	80.26			
パルプ用材計			3,656	338.81			
合計			4,623	672.20			

径級	樹高	スギ	径級	樹高	アカマツ
12	12	10	16	15	4
14	13	27	18	16	6
16	13	81	20	16	11
18	14	112	22	17	22
20	15	139	24	17	19
22	16	156	26	18	13
24	17	119	28	18	13
26	18	78	30	19	13
28	18	43	32	19	13
30	19	30	34	20	5
32	19	16	36	16	1
34	20	16	36	22	1
36	21	2	36	24	1
36	23	1	38	19	1
36	25	1	40	24	1
38	22	3	計		124
42	23	1	径級	樹高	ク
42	25	1	28	19	1
44	27	1	計		1
計		837	径級	樹高	コナラ
			34	18	1
			36	17	1
			計		2
			径級	樹高	サクラ
			26	15	1
			36	18	1
			計		2
			径級	樹高	ミズキ
			30	15	1
			計		1

販売物件地図【5号】

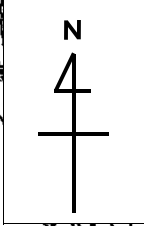


物件番号5号

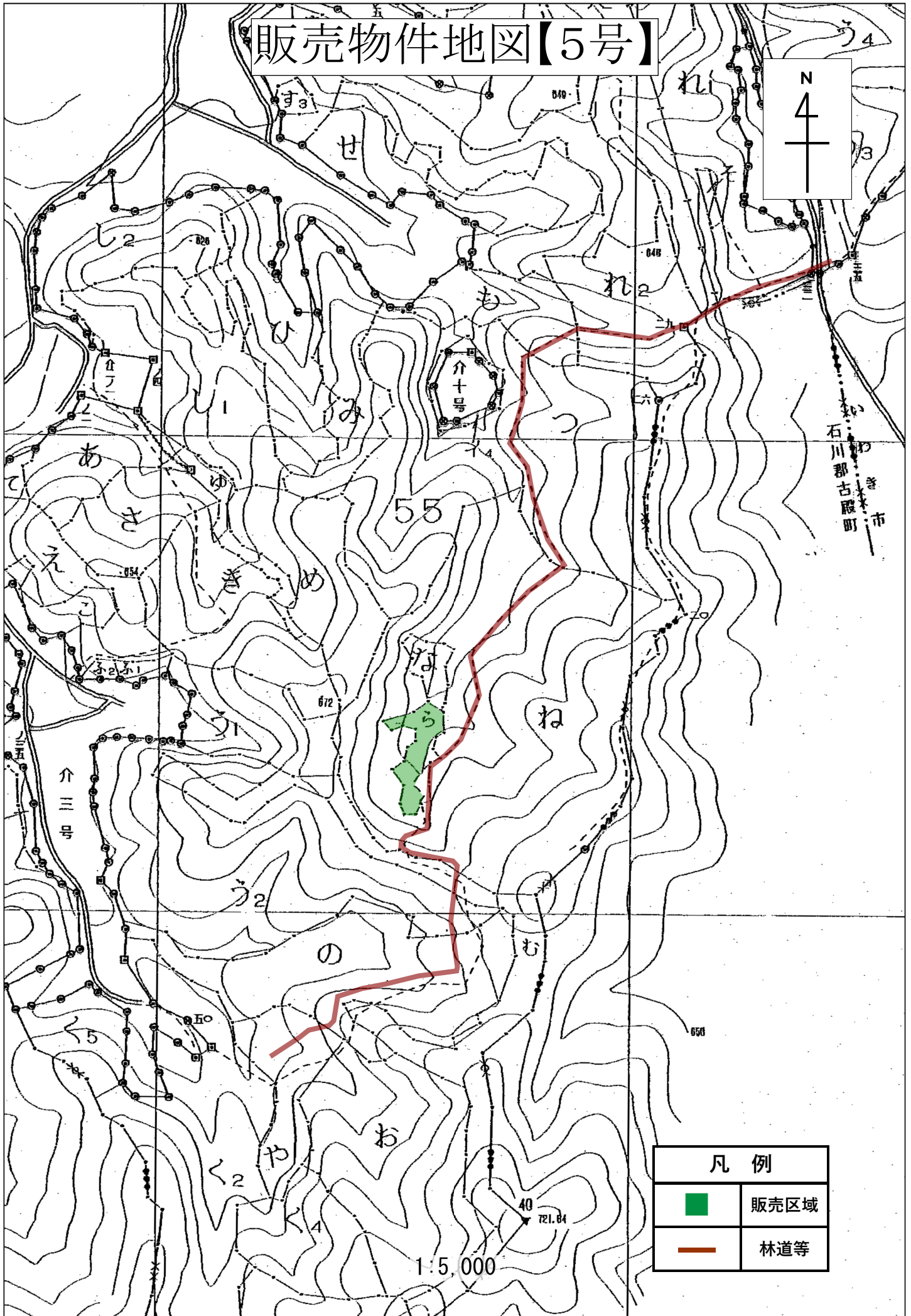
凡例	
	販売区域



1:25,000

販売物件地図【5号】



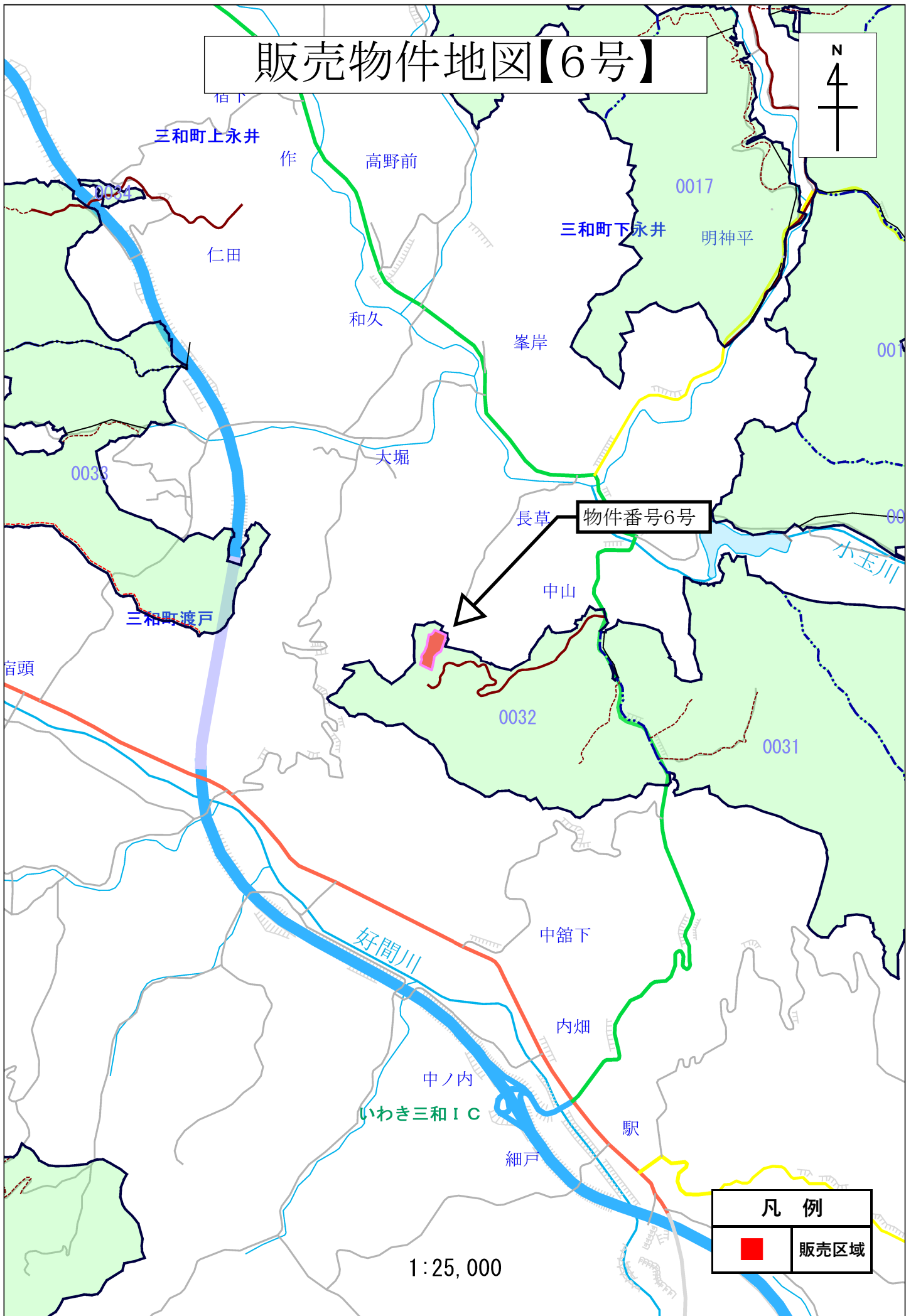
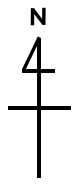
石川郡古殿町



凡 例	
	販売区域
	林道等

1:5,000

販売物件地図【6号】

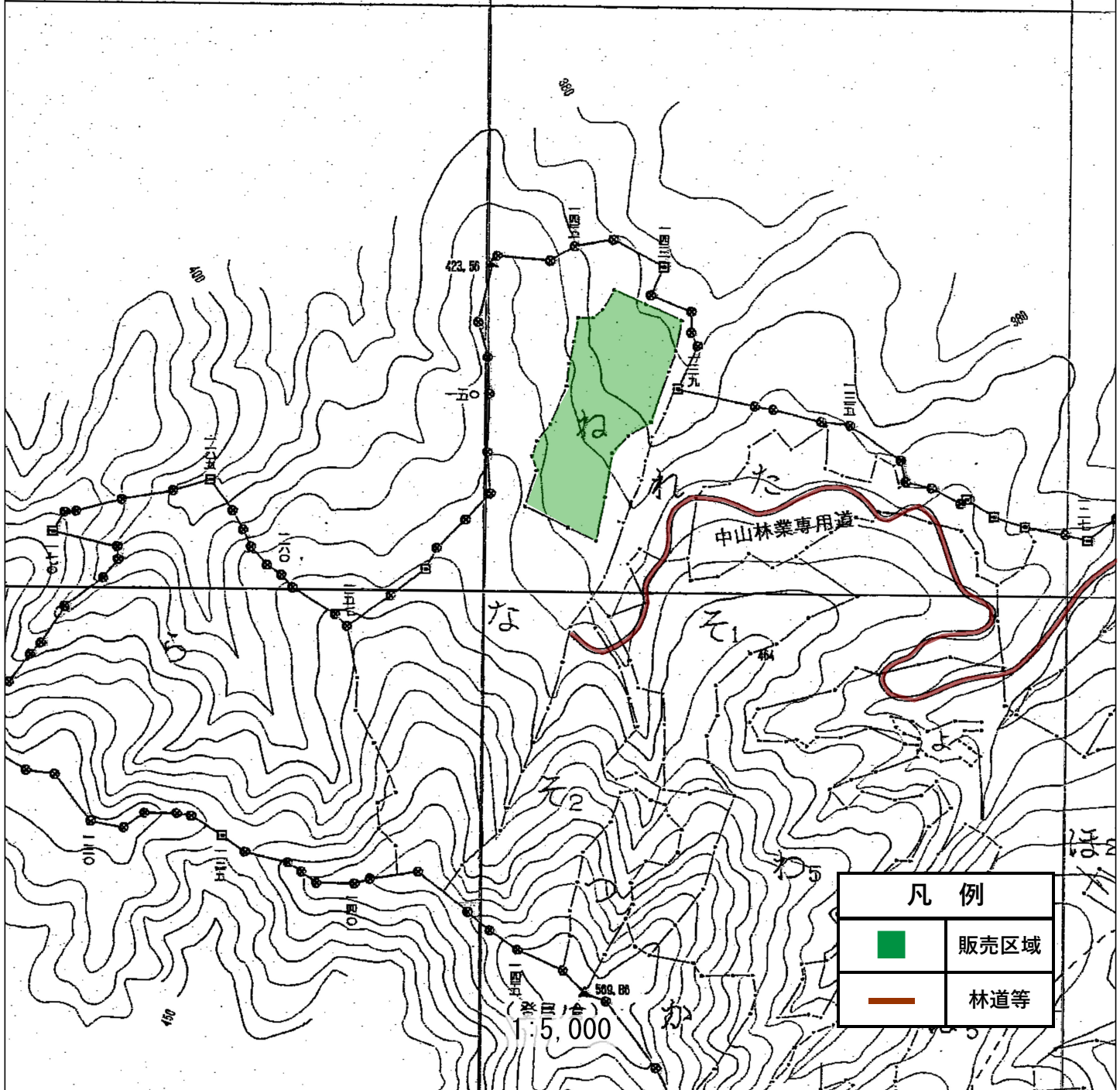
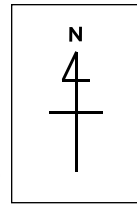


物件番号6号

凡例	
	販売区域

1:25,000

販売物件地図【6号】



凡例	
	販売区域
	林道等

委 任 状 (例)



代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

担当官
長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3
- 4 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 受任者使用印鑑



令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

Ⓜ

担当官
長

殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理(署・支署・事務所)長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人)

氏 名

印

(注意事項)

- 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

郵便入札をされる方へのお願い

下記のとおり郵便入札方法となっておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 入札に用いる封筒は二重封筒とし、入札書は物件番号を記載した内封筒に入れ、封をした上で外封筒に入れて下さい。

2. 外封筒には、立木の場合は「立木公売入札書在中」と朱書きし、書留または配達証明でお送りください。（記載例を参考にお願いします。）

（内封筒の記載例）

令和〇年〇月〇日開札
入札書
〇号物件

（外封筒の記載例）

いわき市四倉町字東二丁目一七〇一
磐城森林管理署 御中
「立木公売入札書在中」

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線量率

入札 番号	林小班	①空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)	②樹皮の放射性物質 濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
1	27 は 1	0.21		R1.10.11	面積 3.74ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
1	27 は 2	0.17		R1.11.19	面積 11.66ha 測定点数 11 点 (空間線量率)
1	27 は 3	0.17		R1.11.30	面積 1.94ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
1	27 は 4	0.17		R1.11.19	面積 6.90ha 測定点数 7 点 (空間線量率)
2	27 は 5	0.25		R2.3.5	面積 0.88ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
2	27 に	0.13		R2.3.5	面積 0.39ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
2	27 へ	0.13		R2.3.5	面積 0.43ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
3	27 ほ 2	0.14		R2.3.10	面積 0.85ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
4	42 ち 1	0.13		R3.2.4	面積 2.07ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
5	55 ら	0.16		R3.3.8	面積 0.35ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
6	32 ね	0.17		R3.2.24	面積 1.54ha 測定点数 2 点 (空間線量率)

注1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。